



熊本県公報

号外 第25号
令和元年(2019年)
11月18日(月)
(毎週 火・金発行)

目 次

訓 令

○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令…………… (総務厚生課) 1

訓 令

熊本県訓令第8号

本庁各部 (公室・局) 課 (グループ)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和元年11月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
熊本県職員安全衛生管理規程 (平成2年熊本県訓令第2号) の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「並びに」を「、」に改め、「第1号) 第2条に規定する課」の次に「並びに県央広域本部税務部」を加え、同条第3号アを次のように改める。

ア 県央広域本部農林部及び土木部 (県央広域本部土木部益城復興事務所を除く。)

第2条第3号中イを削り、ウからヨまでをイからユまでとし、同条第4号中「、知事公室に置く政策審議監」を「知事公室に置く政策調整監、県央広域本部税務部にあっては県央広域本部税務部長」に改め、「県央広域本部税務部及び農林部にあっては、県央広域本部税務部長」を「県央広域本部農林部及び土木部にあっては、県央広域本部土木部長」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年11月18日から施行する。